

厚生省 欄号		合議先 番号		受送 月日	
第	号	第	号	月	日
	送		受		
	月		月		
	日		日		

甲乙ノ種類

判決

月

日

合校

行施

月

日

案起

昭和 年 月 日

19日

受局課

月第

日号

(送)

月

日

主査

大臣 尾

政務次官 尾

事務次官

伺

厚生省設置法等の一部を改正する法律案
提案理由説明さすこと

標記の件は別紙のとおりにより、お伺いします。

合 議 先 番 号 受 送 日		第 号 送 受		第 号 送 受		第 号 送 受	
月	日	月	日	月	日	月	日

厚生省設置法等の一部を改正する
法律案提案理由説明

たゞいま議議となりました「厚生省設置法等の一部を改正する法律案」につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の附属機関であります未帰還調査部を縮小致しまして、これを本省の内部部局に編入致しますとともに、引揚援護局に現在置かれております次長二人のうち一人を減じ、この減じました次長一人を保険局に置くこととし、あわせて、本省の附属機関であります国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所の所掌事務について、所要の調整を行いますことをその内容としてしているものであります。

先ず第一の改正点であります未帰還調査部について申し上げますと、御承知のよう引揚援護業務の推移に伴いまして、引揚援護局関係の職員は、昭和三十一年度におきまして、引き続き縮減されることとなつておりますが、反面、現在なお調査究明を要する未帰還者は六万数千名のほつてゐる実情でありますので、未帰還調査部は、今後なお相当長期間にわたりますして複雑かつ多量の業務を継続して処理しなればならぬものと考えられます。従いまして、次第に縮減される人員をもつて、これらの業務のより能率的、効果的な処理、運営を致しますためには本省の附属機関から内部部局たる引揚援護局未帰還調査部に改組致しますことが適当でありますのでこれを執行わんとするものであります。

改正の第二点は、保険局に新たに次長を設けようとする点であります。御承知のとおり保険局は、一面において中央行政機関として健康保険、国民健康保険、厚生年金保険その他各種社会保険の制度について企画しその総合的整備を図ることをその所掌事務と致しておりますが、他面政府管掌の健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び厚生年金保険の各事業について保険者として実際の業務を処理する任務を荷つてゐるのであります。而して、近時、医療保障を中心とする社会保険の充實強化を要する声が特に高く、政府におきましても昭和三十五年を目途として全国民に医療保険を普及

させる決意を固めておりますので、社会保険の整備につきましてはこの局を中心として格段の積極的施策を講ずることが要求されているのであります。然るに、他方、この局においてその業務の運営に当つております健康保険及び船員保険の事業は累増する赤字のため甚しい財政難に襲われておりまして、一度運営を誤りますときは医療保険の一大支柱をなしておりますこれらの制度そのものを破綻させる危険さえもはらんでおります。かかる条件の下におきまして、内、その管掌する社会保険諸事務の運営に万全を期しつつ、ほか、国民皆保険を目ざして医療保険の一大飛躍を図りますためには差当りの対策として局長を助けつつこの困難なる業務の一半を分担処理する次長の設置を不可欠とする次第であります。而して、これに伴い新たに次長一人を増員致しますことが諸般の情勢上許されませんので、比較的の事務量の減少してまいりました引揚接護局次長二人のうち一人を減じ、これを保険局に新たに設けられる次長に充当しようとするものであります。

改正の第三点は、国立予防衛生研究所と国立衛生試験所についてであります。これらの附属機関におきまして医薬品等の検査、検定に不可欠な標準品を製造することができる根拠規定を明確にしようとするものであります。

以上が、この法律案を提出致しました理由であります。

何とぞ慎重に御審議のうえ、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

厚生省設置法の一部を改正する法律案要綱

- 一 厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部に改組すること。
- 二 引揚援護局の次長二人を一人とし、保険局に次長一人を置くこと。
- 三 附属機関である国立予防衛生研究所及び国立衛生試験場の所掌事務を整理すること。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案
(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。
医務局、保嬰局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四条の二に次の一項を加える。
2 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。
第十九条第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必

要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「稀で、」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四条第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。
(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二甲「公衆衛生局」環境衛生部」を「公衆衛生局
引揚援護局
環境衛生部
未帰還調査部」に改める。

附 則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

裏面白紙

理由

未帰還者の調査究明の事務の能率的運営を図るため厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組するとともに、厚生省の次長制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

◎厚生省設置法（抄）

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

第六条 本省に、大臣官房及び左の七局を置く。

公衆衛生局

医務局

薬務局

社会局

児童局

保険局

引揚援護局

2 大臣官房に統計調査部及び国立公園部を、公衆衛生局に環境衛生部を置く。

（特別な職）

第七条 医務局に次長一人、引揚援護局に次長二人を置く。

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

（引揚援護局の事務）

第十四条の二 引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

一 内地以外の地域から内地に引き揚げた者に対する応急援護を行うこと。

二 内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護を行うこと。

三 引揚者の引揚先における更正補導を行うこと。

四 戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局の主管に属するものを除く。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

六 旧軍人軍属の復員手続に關すること。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に關すること。

八 前二号に掲げるものの外、旧陸海軍の残務の整理に関するこ
と。

第二節 附屬機関

(附屬機関)

第十五条 第二十九条に規定するものの外、本省に左の附屬機関を
置く。

- 人口問題研究所
- 国立公衆衛生院
- 国立精神衛生研究所
- 国立栄養研究所
- 国立予防衛生研究所
- 検疫所
- 国立病院
- 国立療養所
- 病院管理研修所

- 国立いんば研究所
- 国立衛生試験所
- 国立光明寮
- 国立身体障害者更生指導所
- 国立保養所
- 国立教養院
- 社会保険審査会
- 未精遠調査部

(国立予防衛生研究所)

第十九条 国立予防衛生研究所は、伝染病その他の特定疾病及び食
品衛生に關し、左に掲げる事務をつかさどる機關とする。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行
うこと。
- 二 予防、治療及び診断に關する生物学的製剤、抗菌性物質、消
毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査、検定及び試験的製造

を行うこと。

三 ベストワクチンその他使用されることが稀で、その製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。

四 食品衛生に關し、細菌学的及び生物学的試験検査を行うこと。

五 その他予防衛生に關し、科学的調査研究を行うこと。

六 予防衛生に關する試験研究の総合調整を行うこと。

2 国立予防衛生研究所は、東京都に置く。

3 国立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所屬の地に国立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立衛生試験所)

第二十四条 国立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。ただし、第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。

一 国家検定を要する医薬品等の試験及び検査を行うこと。

二 輸出品取締法に基き輸出する医薬品(生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。)、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

三 国内消費用医薬品(生物学的製剤及び抗菌性物質を除く。)、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

四 消毒剤、殺虫剤及び殺菌剤の試験及び検査(生物学的検査を除く。一)を行うこと。

五 薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。

六 医薬品等の試験的製造を行うこと。

七 その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

2 国立衛生試験所は、東京都に置く。

3 国立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立衛生試験所の事務を分掌させるため、所屬の地に国立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位

置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(社会保険審査会)

第二十七条の二 社会保険審査会に關しては、社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の定めるところによる。

(未帰還調査部)

第二十八条 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に關する事務をつかさどる機關とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

◎ 国家行政組織法（抄）

第二十四条 当分の間、第七条第一項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第二上欄に掲げる府又は局に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。

第二十條の規定は、前項の規定により部又は局を置く場合に、準用する。

別表第二

府又は省の官房又は局		部
厚生省	大臣官房	統計調査部
公衆衛生局		国立公園部
		環境衛生部

昭和三十一年
四月十四日 田房十念

厚生省建設廳長 櫻田正三様へ
建設省建設廳長 櫻田正三様へ
建設省建設廳長 櫻田正三様へ

厚生省

厚生省

裏面白紙

厚生省設置法の一部を改正する法律案参考資料

目次

資料の一 法律案提案理由説明

資料の二 法律案要綱

資料の三 法律案

資料の四 新旧条文対照表

資料の五 未帰還調査部関係

裏面白紙

裏面白紙

厚生省

340

一 沿革の概要
 二 内部組織
 三 未帰還者等の物理状況
 四 引揚援護局の件と自平功別室員表
 五 未帰還者調査印と自平功別室員表
 六 資料の所在
 七 関係局の件

一 沿革の概要
 二 内部組織
 三 未帰還者等の物理状況
 四 引揚援護局の件と自平功別室員表
 五 未帰還者調査印と自平功別室員表
 六 資料の所在
 七 関係局の件

資料第七 子立市防正出研室所内件

厚生省

一 沿革の概要

二 内部組織

三 標準の沿革意義等

資料第八 子立紅土製煉所内件

一 沿革の概要

二 内部組織

三 現在製造の標準の沿革等

四 常用規格の試験場の特記

裏面白紙

資料第一
法律案提案理由說明

裏面白紙

資料第二

法律案要綱

裏面白紙

資料為三
法律案

裏面白紙

資料第四
新田系文計照表

裏面白紙

資料为五
未帰還調査部関係

15

346

裏面白紙

資料
保
険
局
関
係

21

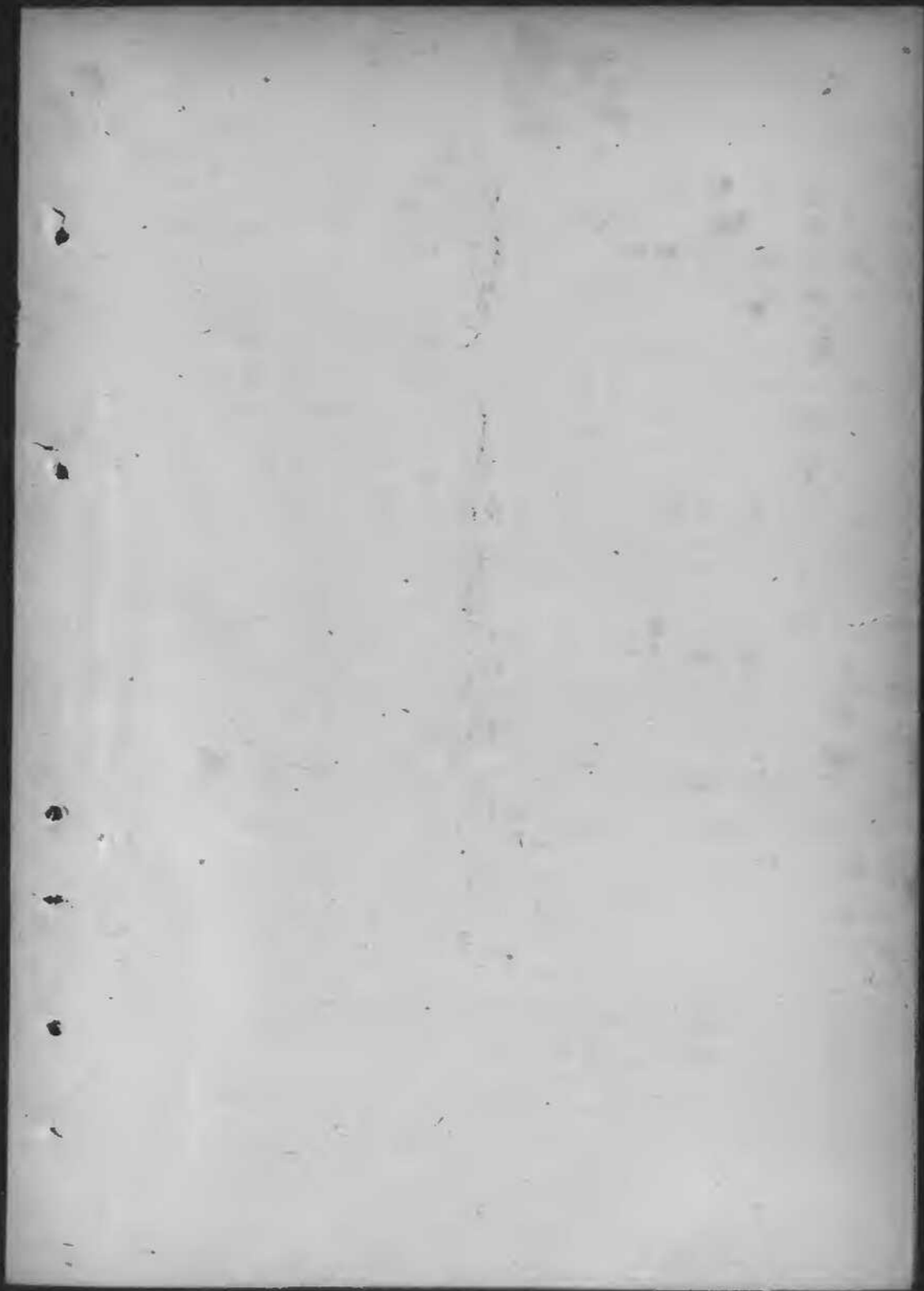
247

裏
面
白
紙

資料あり

子立子防組主研究即開年

資料八
子立組生銭
鞍所
肉作



厚生省設置法等の一部を改正する
法律案提出理由説明

たゞいま懸念となりました「厚生省設置法等の一部を改正する法律案」につきました。その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の附屬機関であります未帰還調査部を縮小致しまして、これを本省の内部部に編入致しますとともに、引揚検察部に現在置かれています伏見二人のうち一人を撤じ、この撤しました伏見一人を保甲部に編入し、あわせて、本省の附屬機関であります国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所の所掌事務について、所費の調整を行いますことをその内容として行っているものであります。

先ず第一の改正点であります未帰還調査部について申し上げますと、御承知のように引揚検察部事務の移移に伴いまして、引揚検察部関係の職員は、昭和三十一年度におきましても、引き続き編入されることとなつておりますが、反面、現在なお調査死明を授ける未帰還者は大万数千名にのぼつてゐる実情でありますので、未帰還調査

部は、今後なお相当長期にわたりましたして複雑かつ多量の業務を遂行して処置しなければならぬものと考えられます。従いまして、次第に縮減される人員をもつて、これらの業務のより能率的、効果的の処理、運営を致しますためには本省の附屬機関から内部部たる引揚検察部未帰還調査部に編入致しますことが適当でありますのでこれを行わんとするものであります。

改正の第二点は、保甲部に新たに伏見を設けようとする点であります。御承知のとおり保甲部は、一面において中央行政機関として健康保険、國民健康保険、厚生年金保険その他各種社会保険の調査について企画しその総合的整備を図ることをその所掌事務と致しておりますが、他方政府官掌の健康保険、日雇労働者健康保険、船員保険及び厚生年金保険の各事業について保険者として天賦の業務を処理する任務を何つてゐるのであります。而して、近時、健康保険を中心とする社会保険の充実を要する戸が特に高く、政府におきましても昭和三十五年を目途として全國民に健康保険を普及

させる決意を固めておりますので、社会保険の整備につまましては
この案を中心として施設の積極的施策を講ずることが要求されてい
るのであります。然るに、他方、この案においてその業務の運営に
当つておりまする健康保険及び船員保険の事業は累積する赤字のた
め甚しい財政難に襲われておりまして、一應運営を誤りますと甚く
健康保険の一大支柱をなしておりますこれらの財源そのものを破
綻させる危険さえもはらんでいたのであります。かかる条件下に
おきまして、内、その管掌する社会保険諸事業の運営に万全を期し
つつ、^外、國比管掌保険を旨として健康保険の一大財源を固ります
ためには差遣りの対策として歳入増進を期しつつこの困難なる業務の一
半を分担地担する次第の設法を不可欠とする次第であります。尚し
て、これに伴い新たに次第一人を増員致しますことが施設の増上
許されませんので、比較的に事務量の減少してまいりました引当後
藤岡次長二人のうち一人を減じ、これを保険局に新たに設けられる
次長に充當しようとするものであります。

改正の第三点は、国立予防衛生研究所と国立衛生試験所について
であります。これらの附随機関におきまして医薬品等の検査、検
定に不可欠な標準品を製造することができる根拠規定を明確にしよ
うとするものであります。

以上が、この法律案を提出致しました理由であります。

何とぞ御座に御答覆のうえ、すみやかに御可決あらんことをお願
いする次第であります。

厚生省設置法^{（案）}の一部を改正する法律案要綱

- 一 厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部に改組すること。
- 二 引揚援護局の次長二人を一人とし、保険局に次長一人を置くこと。
- 三 附属機関である国立予防衛生研究所及び国立衛生試験場の所掌事務を整理すること。

厚生省設置法等の一部を改正する法律案

(厚生省設置法の一部改正)

第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

医務局、保険局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四条の二に次の一項を加える。

2 未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。未帰還調査部

第十九条第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必

要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「稀で、」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四条第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。

(国家行政組織法の一部改正)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一 公衆衛生局 環境衛生部」を「一 公衆衛生局 環境衛生部 環境衛生部」に改める。未帰還調査部

附 則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

裏面白紙

理由

未帰還者の調査究明の事務の能率的運営を図るため厚生省の附属機関である未帰還調査部を厚生省の内部部局に改組するとともに、厚生省の次長制を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裏面白紙

厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和二十一年）
◎厚生省設置法（抄）新旧対照表

註
改之換、新条文
改之換、旧条文

第二章 本省

第一節 内部部局

（内部部局）

第六条 本省に、大臣官房及び左の七局を置く。

公衆衛生局

医務局

薬務局

社会局

児童局

保険局

引揚援護局

大臣官房に統計調査部及び国立公園部を、公衆衛生局に環境衛

生部を置く。省令で引揚援護局に未帰還者調査部を置く。

（特別な職）

第七条 医務局に次長一人、引揚援護局に次長二人を置く。

次長は、局長を助け、局務を整理する。

（引揚援護局の事務）

第十四条の二 引揚援護局においては、左の事務をつかさどる。

一 内地以外の地域から内地に引き揚げた者に対する応急援護を
行うこと。

二 内地から内地以外の地域に引き揚げる者に対する応急援護を
行うこと。

三 引揚者の引揚先における更正補導を行うこと。

四 戦傷病者戦没者遺族等援護法を施行すること。但し、社会局
の主管に属するものを除く。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

六 旧軍人軍属の復員手続に関すること。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死
亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

八 前二号に掲げるものの外、旧陸海軍の残務の整理に関するこ
と。
（本条に調査等は、不始やその事務をつかさどる。）

第二節 附屬機関

（附屬機関）

第十五条 第二十九条に規定するものの外、本省に左の附屬機関を
置く。

- 人口問題研究所
- 国立公衆衛生院
- 国立精神衛生研究所
- 国立栄養研究所
- 国立予防衛生研究所
- 検疫所
- 国立病院
- 国立療養所
- 病院管理研修所

12

- 国立らい研究所
- 国立衛生試験所
- 国立光明寮
- 国立身体障害者更生指導所
- 国立保養所
- 国立教養院
- 社会保険審査会
- （（左の如きものを））
未燃遺棄調査部

（国立予防衛生研究所）

第十九条 国立予防衛生研究所は、伝染病その他の特定疾病及び食
品衛生に關し、左に掲げる事務をつかさどる機関とする。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究及び講習を行
うこと。
- 二 予防、治療及び診断に關する生物学的製剤、抗菌性物質、消
毒剤、殺虫剤及び殺菌剤の生物学的検査、検定及び試験的製造

及びその製剤

若しニホリノ生菌學的検査及検査に必要なる標準由リ製造
を行ふこと。

三 ベストワクチンその他使用されることが稀で、その製造が技
術上困難なワクチン及び血清の製造を行うこと。

四 食品衛生に關し、細菌學的及び生物學的試験検査を行うこと。
五 その他予防衛生に關し、科學的調査研究を行うこと。

六 予防衛生に關する試験研究の総合調整を行うこと。

2 国立予防衛生研究所は、東京都に置く。

3 国立予防衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立予防衛生研究所の事務を分掌させるため、所
要の地に国立予防衛生研究所の支所を設けることができる。その名
称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(国立衛生試験所)
第二十四条 国立衛生試験所は、左に掲げる事務をつかさどる機關
とする。ただし、第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務
を除く。

一 國家檢定を要する医薬品等の試験及び検査を行うこと。

二 輸出品取締法に基き輸出する医薬品(生物學的製劑及び抗
菌性物質を除く。一)、用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を
行うこと。

三 国内消費用医薬品(生物學的製劑及び抗
菌性物質を除く。一)の用具、化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと。

四 消毒劑、殺虫劑及び殺菌劑の試験及び検査(生物學的検査を
除く。一)を行うこと。

五 薬用植物の栽培、指導及び研究を行うこと。

六 医薬品等の試験的製造を行うこと。

七 その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。

2 国立衛生試験所は、東京都に置く。

3 国立衛生試験所の内部組織は、厚生省令で定める。

4 厚生大臣は、国立衛生試験所の事務を分掌させるため、所要の
地に国立衛生試験所の支所を設けることができる。その名称、位

置及び内部組織は、厚生省令で定める。

(社会保険審査会)

第二十七條

社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の定めるところによる。

(未帰還調査部)

第二十八條

未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

未帰還調査部は、千葉県に置く。

未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

↑ 未帰還調査部の機軸を概観する見表

昭和三十一年二月二日
厚生省未帰還調査部

年月日	名称	根拠法令	所掌事務
29.4.1	未帰還調査部 (厚生省附屬機関)	昭和二十九年法律第二十九号 厚生省設置法 十中改正	未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに遺留品の処理に関する事
23.6.1	引揚援護庁 復員局 留守業務部	昭和二三年政令第一二四号 引揚援護庁設置令	旧軍人車属中の状況不明者の調査及び死亡者の処理に関する事
21.6.15	留守業務局 (復員庁地方官署)	昭和二十一年勅令第三一五号 復員庁官制 昭和二十一年内閣告示第一七号 復員庁地方官署の名称等	内地(樺太、沖縄及び千島を除く)内外の地域にある陸軍部隊に属する軍人及び車属の身上に關する書類の整理及び保存並びにこれ等の者の身上の異動の通報に關すること
20.12.1	留守業務部 (第一復員官署官制)	昭和二十年勅令第六七六号 第一復員官署官制	第一復員大臣の指定する地域の陸軍部隊に属する軍人及び車属の身上に關する書類の整理及び保存に關し、これ等の者の家族等に対する奉給その他の給与の留守宅度に對する奉給その他との

裏面白紙

運動及び娯楽に関することをつかさどる。

(医務課)

第百二十一條 医務課においては、児童の治療教育、診療及び保健衛生に関することをつかさどる。

(教護事業職養成所)

第百二十二條 国立教護院に、教護事業職員養成所を附置する。

2 国立教護院附属教護事業職員養成所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	依	位	置
武蔵野学院附属教護事業職員養成所			埼玉県北沢立郡大阿村

第十一節 教護所

二、内部組織(所長) 昭和二十一年厚生省令第四一三号「厚生省組織規程(抄)」

第百二十三條 教護所は、所長を置く。
中 所長は、厚生大臣の指揮監督を受け、所務を掌理する。
第十六節 未歸還調査師

(部長)

第百二十四條 未歸還調査師に、部長を置く。

2 部長は、厚生大臣の指揮監督を受け、部務を掌理する。

(内師連紙)

第百二十五系

未歸還調査部に、左の七課をおく。

庶務課

第一課

第二課

第三課

第四課

第五課

第六課

(庶務課)

第百二十六系

庶務課においては、職員の人事、公印の管守、文書、会計、物品、管轄、統計、部務の企画及び調整、資料の整理及び伝達、不明の遺骨、留岳等、処理に關する

ことその他師の事務その他課の主管に属しないものをつかさどる。

(第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び第六課)

第百二十七系

第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び第六課においては、未歸還

者等の状況調査及び死亡処理に關する事務をつかさどる。

二 前項の各課は、左の表の区分により、それぞれ、同表の下欄に於ける者について、同項の事務をつかさどるものとする。

一三三

18

先不

第六課	第五課	第四課	第三課	第二課	第一課	名称
<p>旧軍人属以内の者（第一課、第二課、第三課、第四課及び第五課の主管に属するものを除く。）</p>	<p>一 終戦後ソ連地域に移送された者（第二課の主管に属するものを除く。） 二 終戦後中共地域及び北鮮地域に残留させられた者のうち主として旧軍人属に属するもの</p>	<p>一 ソ連地域及び中共地域以外の地域の地上部隊に属していた者 二 旧陸軍航空部隊及び旧陸軍砲兵部隊に属していた者 三 前二号の各部隊に属していた者</p>	<p>一 前号の各部隊に属していた者 二 旧第三軍、旧第五方面軍、旧第七方面軍、旧支那派遣軍及び旧関東軍通轄部隊（第四課の主管に属するものを除く。）に属していた者 三 前号の各部隊に属していた者</p>	<p>一 旧第三方面軍及び旧第四軍に属していた者 二 前号の各部隊に属していた者 三 第一号の各部隊に属していた者</p>	<p>一 旧第一方面軍（旧第三軍を除く。）に属していたもの 二 前号の部隊に属していたもの</p>	<p>区 分</p>

↑ 未帰還者等の処理状況
 (六) 未帰還者等の調査実績

昭和三十一年二月
 引揚 援護局

年度	区分	年間で把握して 未帰還者数	年間の調査、死亡処理等の実績			
			新たに把握した数	帰還数	死亡	邦人へ身分変更
二五		八五、六六八	一、七七一	六、七二八	八、〇九五	二、三〇
二六		七二、五八三	九、九八	一、六八一	六、七二七	一、〇八
二七		六五、〇六五	九、六四	一、三八九	六、六二七	三、四
二八		五七、九七九	八、九八	五、四〇七	六、一四三	三、一六四
二九		七、七四六三	三、六一一	二、五一六	七、六〇七	
三〇		七〇、九五二	二、〇〇〇	二、四〇〇	九、四〇〇	

備考

(一) 昭和二五年度から昭和二八年度までの分は、旧引揚援護庁が
 主管した旧陸海軍人のみについてのものである。

(二) 昭和二九年度以降の分は、外務省から移管を受けた一般邦人
 の分をも含んだものである。
 (六) 未帰還者等の現況

(昭和三十一年一月一日現在)

資料別	地域別	計			
		ソ連地域	中共地域	北鮮地域	計
昭和二十年以降生存していた資料のある者		一、〇〇三五	三、〇〇七四	二、一六七	四、二、二七六
生死の資料のない者		九七	五、五八三	二、五〇	五、九三〇
昭和二十年以降死亡した資料のある者		二、〇四五	二、〇四五	九、九一	一、二、六一
計		一、二、一七七	四、五、六三八	三、〇〇八	六、〇、八二三

裏面白紙

厚生省

引揚接護局内係取員年次別定数表

定数	区年次別	
	昭和二十九年	昭和三十年
一六二二	(元六七)	(三〇七)
一一〇四	(三〇七)	(三〇七)
八一	(三〇七)	(三〇七)
二七一	(三〇七)	(三〇七)

未帰還調査部取員定数表

定数	区年次別	
	昭和二十九年	昭和三十年
五四二		
五〇二		
三〇一		

20

364

一 保険局の沿革の概西

大正十一年に健康保険制度の実施準備に当り、

諸行政及び社会予業行政の綜合統一を圖るため

内務省社会局官制が改められ、この種行政は内務

省社会局の所管となり、同時に、健康保険に關

する事務は社会局の一課に移管された。

大正十二年に健康保険法關係法令作成のため、

社会局臨時健康保険部が設けられた。

大正十三年に臨時健康保険部に代り、社会局の一

部に健康保険課が設けられた。

大正十四年に健康保険課は社会局の一部に移

管された。

大正十五年には健康保険制度の実施段階に入り

社会局に保険部が設けられた。

管理課及び医療課が配置され、又、保険部大阪出張所設置する。

昭和四年には分課程が改正され、保険部は規画課、監査課、管理課、医療課の四課となる。

昭和十三年に厚生省^新設され、内務省所管の社会保険行政は厚生省に移管され、厚生省外局として

保険院設けらる。保険院には総務局、社会保険

局及び簡易保険局が置かれ、総務局には総務課

企画課、総務課、施設課の四課、社会保険局に

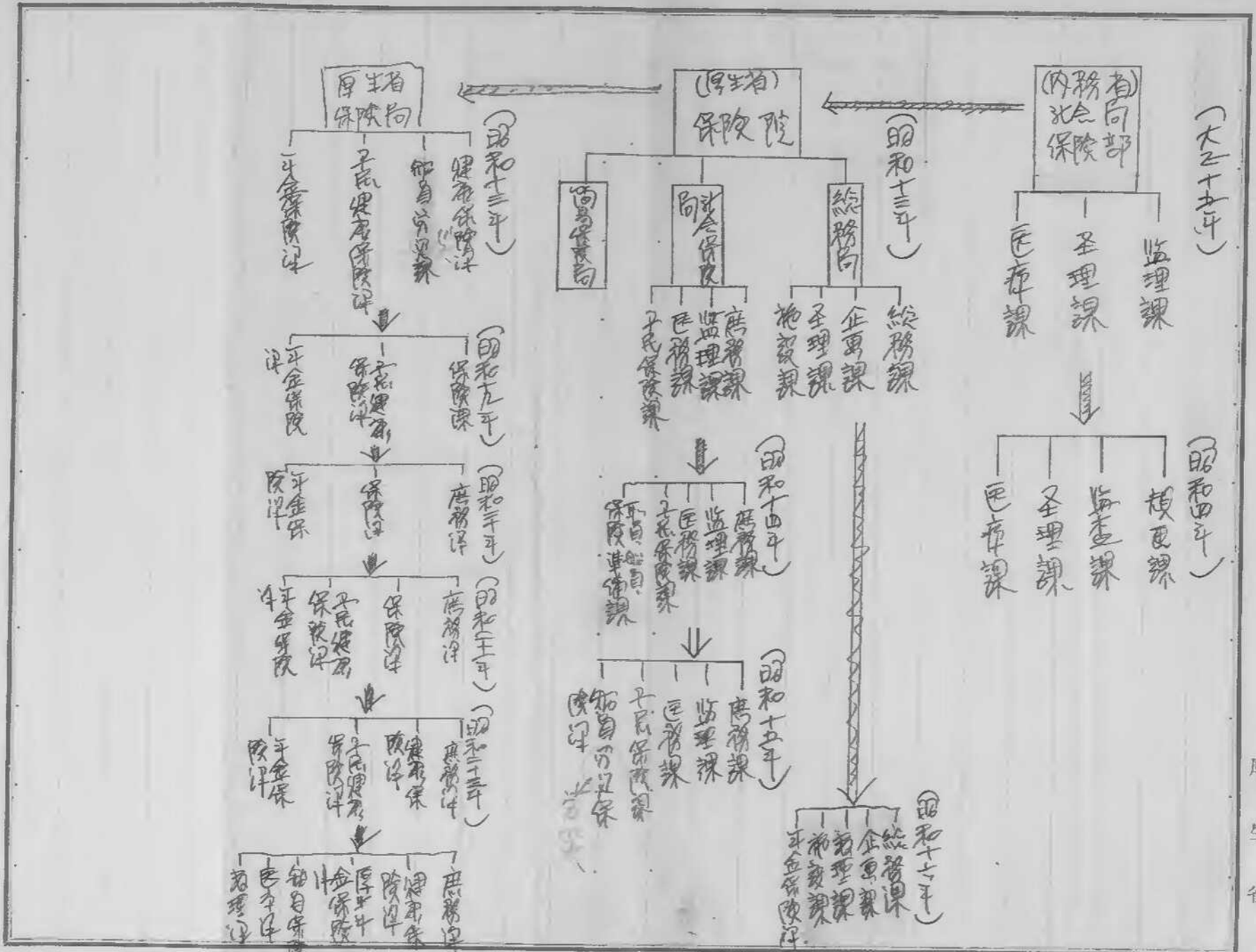
庶務課、^{監理課}医療課、市民保険課（昭和十三年に市民

健康保険制定する）の四課が置かる。

昭和十四年に取組健康保険法及び船隻保険法

の制定に伴い、社会保険局に取組船隻保険準備課

厚生省



200

367

- 二 乳児、幼児等の保育に關すること
- 三 保育所、母子寮及びこれらの職員、養成施設の設備及び運営に關する指導監督及び助成を行うこと。
- 四 保育所及び母子寮の職員、指導及び養成訓練を行うこと。
- 五 保母の養成、検閲及び保母試験に關すること。

(母子衛生課)

第四十九条 母子衛生課に於いては、左の事務をつかさどる。

- 一 妊産婦、乳児及び幼児の保健指導に關すること。
- 二 妊産婦、乳児及び幼児に特殊な疾病の予防及び栄養の改善に關すること。
- 三 虚弱児の健康の向上に關すること。
- 四 身体障害児の養育に關すること。
- 五 助産施設、乳児院、虚弱児施設、身体不自由児施設及びこれらの職員、養成施設の設備及び運営に關する指導監督及び助成を行うこと。
- 六 助産施設、乳児院、虚弱児施設及び身体不自由児施設の職員、指導及び養成訓練

二 内部の職員を以て之を分令するハハ、厚生省の職員を以て之を分令す。

第七章 疎險局
(疎險局の分課)

21

第五十條 保険省に、正の七課を置く。

庶務課

健康保険課

国民健康保険課

厚生年金保険課

船員保険課

医療課

数理課

(庶務課)

第五十一條 庶務課に於ては、左の事務をつかさどる。

- 一 社会保険制度の調査を司ること。
- 二 厚生保険特別会計の予算、決算及び会計に關すること。
- 三 社会保険関係職員の教育訓練に關すること。
- 四 社会保険審査官及び社会保険審査会に關すること。
- 五 社会保険審議会に關すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、省の事務で他課の主管に属しないもの
(健康保険課)

第五十二條 健康保険課に於ては、左の事務をつかさどる。

- 一 政府の管掌する健康保険事業を行うこと。
- 二 健康保険組合及び健康保険組合連合会に対する指導監督及び助成を行うこと。
- 三 日雇労働者健康保険事業を行うこと。
- 四 健康保険及び日雇労働者健康保険の診療施設及び保険施設に関すること（医務技
術に関するものを除く）。
- 五 社会保険診療報酬支払基金の指導監督に関すること。
- 六 国民公務員共済組合の運営を行うこと。
- 七 厚生保険特別会計の健康助成及び日雇健康助成に関すること。

（国民健康保険課）

第五十三条

国民健康保険課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 国民健康保険を行う市町村及び社団法人の国民健康保険事業に関する指導監督及び助成を行うこと。
- 二 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督及び助成を行うこと。
- 三 国民健康保険再建整備資金貸付法（昭和二十七年法律百四十四号）の施行に関すること。

（厚生年金保険課）

第五十四条

厚生年金保険課においては、左の事務をつかさどる。

五

26

369

- 一 厚生年金保険事業を行うこと。
- 二 厚生保険特別会計の年金勘定に關すること。

(船員保険課)

- 第五十五課 船員保険課において日 三の事務をつかさどる。
- 一 船員保険事業を行うこと。
- 二 船員保険特別会計の予算、決算及び会計に關すること。

(医務課)

- 第五十六課 医務課においては 左の事務をつかさどる。
- 一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、日産労働者健康保険法(昭和二十八年法律百七号)、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)の施行に關し、医務に關する監督を行うこと。
- 二 保険医、保険薬剤師その他の社会保険事業の業務担当者に対する指導監督を行うこと。
- 三 保険医及び保険薬剤師の指定及び指定の取消に關すること。
- 四 中央社会保険医療協議会に關すること。
- 五 社会保険診療報酬支払基金の診療報酬請求審査会委員に關すること。
- 六 各社会保険関係法規による医務に關し、関係団体との連絡を行うこと。
- 七 保険者の開設する診療施設及び保険施設の医務に關し、医務技術上の指導監督を

行うこと。

(教理課)

- 第五十七課 教理課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 健康保険、日産労働者健康保険、国民健康保険、船員保険及び厚生年金保険に關する保険教理及び統計に關すること。
- 二 社会保険制度の調整のための統計教理的調査を行うこと。

(引揚看護局の分課)

- 第五十八課 引揚看護局に、次の十課を置く。
- 総務課
- 引揚課
- 看護課
- 整理課
- 復員課
- 業務分課
- 調査課
- 審査第一課
- 業務第二課

審査課二課

(総務課)

第五十九条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 引揚保護の行政に關し、総合的企画及び調整を行うこと。
- 二 引揚保護並びに未帰還者調査部、歸郷地方引揚保護局、復員連絡局、支那及び地方復員部の取員並びに予備、決算及び会計に關する事務を統括すること。
- 三 海外戦没者の遺骨の収集等に關すること。
- 四 前三号に掲げるものの外、尚の事務で地課の主管に属しないもの(引揚課)

第六十条 引揚課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 引揚保護へ未帰還者等の状況調査を除く、)及び未帰還者留舎家族等の保護に關し、調査及び企画を行うこと。
- 二 内地以外の地域から内地に引き揚げた者(以下「引揚者」という。))の志願保護に關すること。
- 三 内地から内地以外の地域に引き揚げる者(以下「送還者」という。))の志願保護に關すること。
- 四 引揚者の引揚先における更生補導に關すること。
- 五 未帰還者留舎家族等保護法(昭和二十八年法律百六十一号)の施行に關して總括

三 保険局の事務組織 定員等
 (1) 課別定員配置表

課名	係名	事務官	技官	定員	備考
厚生年金保険課	管予法庶	一	三	四	
	理算規務	一	一	二	
国民健康保険課	財企施庶	一	一	二	
	設合雇務	一	一	二	
健康保険課	施組日庶	一	一	二	
	納算度算	一	一	二	
庶務課	出次用予	二	一	三	
	審庶文人	一	一	二	
書記室	庶書筆	一	一	二	
	文書筆	一	一	二	
保険局長	事務官	一	一	二	
課長	技官	一	一	二	
計	計	二	二	四	
備考	備考				

(昭和三十一年一月六日現在)

小参考)

船員保険課	台帳係	業務係	庶務係	法規係	會計係	給付係	資格係	医療係	診療係	検査係	合計
一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

(1) 地方事務機構 (各保険の現業事務等)

都道府県保険課 四六人

社会保険出張所 七八

計 一三四

地方配置定員 八名

事務官 二九八三名

技官 一〇九名

雇その他 三九六五名
計 七〇五五名
附屬機関

社会保険審議会
社会保険医療協議会
社会保険審査会

臨時医療保険審議会
保険局の予算 (單位十円)

(1) 厚生保険特別会計 歳入

健康勘定 五三、二七九、一一〇
日雇勘定 二二、二三三、二八三
年金勘定 四五〇、一九九、九二〇
業務勘定 二、八三五、六一四
小計 一〇、三三三、五七、九三七

(昭和三十年度)
歳出
五三、二七九、一一〇
二二、二三三、二八三
九、九九五、六二八
二、八三五、六一四
六七、六三三、六四五

(2) 船員保険特別会計 四、五九八、二五八

四〇、六七、六五三

(3) 一般会計

社会保険国庫貸付金 四、六六四、五一五
健康保険組合補助金 四、六〇、四七四
国民健康保険助成金 七、二六二、五〇三
小計 一三、三三七、四九二
合計 一〇、七九五、六一九五
八四、〇八八、七九〇

社会保険審議会等の開催状況

開催年月日	会議	主要議題
三〇、一一、一八	社会保険審査会	
一一、一一	社会保険制度審議会 (結核対策特別小委員会)	結核対策
一一、二五	社会保険審査会	
一一、一一	"	

三二八	社会保険制度審議会 (総合委員会)	社会保険の総合企画問題
三二九	社会保険審議会	
三三〇	社会保険制度審議会 (初四十六回総合会)	結核対策その他
四一五	社会保険審議会	健康保険及び船員保険の現況
四一七	第三回社会保険審議会	医療保険に関する諸問題
四一九	臨時医療保険審議会 (小委員会)	
四二二	社会保険審議会	
四二三	臨時医療保険審議会 (小委員会)	医療保険に関する諸問題
四二四	社会保険制度審議会 (総合委員会)	医療保障問題
四二六	社会保険審議会	

二一八	社会保険審議会	
二二五		
三二一	臨時医療保険審議会 (小委員会)	医療保険に関する諸問題
三二八	社会保険審議会	
三一五	社会保険制度審議会 (結核対策特別小委員会)	結核対策
三一五	社会保険審議会	
三二二	社会保険制度審議会 (結核対策特別小委員会)	結核対策
三二二	臨時医療保険審議会 (小委員会)	医療保険に関する諸問題
三二五	社会保険制度審議会 (結核対策特別小委員会)	

五四 第三十四回社会保険審議会

五七 才子五回

臨時医療保険審議会
(小委員会)

五九 社会保険制度審議会
(才四十七回総会)

五一〇 社会保険審議会

社会保険制度審議会
(才一才二合同委員会)

五一四 社会保険審議会(懇談会)

五一七 社会保険審議会

才三才六回社会保険審議会

1. 健康保険法、日雇労働者健康保険法、厚生年金保
険法及び船員保険法の改正

2. 政府管掌健康保険の保険料率の引上

右に同じ。

医療保険に関する諸問題

結核予防法の一部改正法案、その他

結核予防法の一部改正法案、その他

1. 健康保険法、日雇労働者健康保険法、厚生年金保
険法及び船員保険法の一部改正
2. 政府管掌健康保険の保険料率の引上

1. 健康保険法、日雇労働者健康保険法、厚生年金保
険法及び船員保険法の一部改正
2. 政府管掌健康保険の保険料率の引上

五二四 社会保険制度審議会
(才四十八回総会)

社会保険審議会

五二五 社会保険審議会

社会保険審議会
(船員保険部会)

五二六 社会保険制度審議会
(才四十九回総会)

社会保険審議会
(健康保険部会)

五二七 社会保険審議会
(船員保険部会)

才三才六回社会保険審議会

五二八 社会保険制度審議会
(才一才二合同委員会)

健康保険法の一部改正法案

健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法
の一部改正法案

健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法
の一部改正法案

健康保険法、日雇労働者健康保険法及び厚生年
金保険法の一部改正法案

船員保険法の一部改正

健康保険、厚生年金保険、船員保険改正法案

健康保険一部改正法案

船員保険一部改正法案

1. 健康保険、日雇労働者健康保険、厚生年金保
険及び船員保険改正法案

2. 政府管掌健康保険の保険料率の引上

社会保険各法の改正に対する答申

六四	臨時医療保険審議会 (小委員)
六七	社会保険審議会
六一四	"
六一一	"
六三五	臨時医療保険審議会 (小委員)
六一八	社会保険審議会
七一五	"
七一八	社会保険制度審議会 (医療保障特別委員会)
七一七	"
六一六	社会保険審議会 (小委員)

医療保険に関する諸問題

医療保険に関する諸問題

一 医療保障特別委員会の運営
二 医療保障問題

医療保障問題

七人委員会の答申内容

七一九	一 羊六九回 市丹社会保険医療協議会
八一	社会保険審議会
八二九	"
八三三	"
八三〇	"
九一六	"
九一三	"
九一四	社会保険審議会(懇談会)
九一一	第三十八回社会保険審議会
九一三	社会保険審議会
九二六	"
九二九	社会保険審議会 (特別小委員会)
一〇四	社会保険審議会

一 社会保険診療報酬支払基金の一部改正
二 診療方針

当面の諸問題

社会保険審議会の運営

健康保険(船員保険制度(疾病保険部))の
検討

三二〇	二二五	二二二	二二一	二一六	二一九	二二六	二二六	二二六	二二六
社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)

健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討
船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)

〇一六	〇一一	〇一四	〇二〇	〇二一	〇二五	二二一	二二四	二二七	二二八
社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会	社会保険審議会	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)	社会保険審議会 (特別小委員会)

健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討	健康保険 検討
船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)	船員保険制度 (疾病保険部内)

三〇、三三三
社会保険審議会
(懇談会)

一三三三
社会保険審議会

一三三六
社会保険審議会
(懇談会)

一三三七
中央社会保険医療協議会
(第二回)

一三三六
中央社会保険医療協議会
(第二回)

一三三六
中央社会保険医療協議会

一三三三
中央社会保険医療協議会

一三三三
社会保険審議会
(懇談会)

一三三三
社会保険審議会

一三五
中央社会保険医療協議会

健康保険の財政対策について当局の説明
の聴取

健康保険の財政対策について当局の説明
の聴取

新医療費体系に基く社会保険診療報酬表
の改正について

新医療費体系に基く社会保険診療報酬表
の改正について

新医療費体系に基く社会保険診療報酬表
の改正について

健康保険法の一部改正について

健康保険法の一部改正について

健康保険法の一部改正について

健康保険法の一部改正について

健康保険法の一部改正について

三二八	三二九	三三〇	三三一	三二四	三二七	三二八	三二九	三三〇	三三一	三三二
社会保険審議会 船保部会	健康・厚生合同部会 船保部会	健康・厚生合同部会 船保部会	健康・厚生合同部会 船保部会	健康・厚生合同部会 船保部会	健康・厚生合同部会 船保部会	健康・厚生合同部会 船保部会	健康・厚生合同部会 船保部会	健康・厚生合同部会 船保部会	健康・厚生合同部会 船保部会	健康・厚生合同部会 船保部会
船保法の一部改正によりて	健康・厚生法の一部改正によりて	健康・厚生法の一部改正によりて	健康・厚生法の一部改正によりて	健康・厚生法の一部改正によりて	健康・厚生法の一部改正によりて	健康・厚生法の一部改正によりて	健康・厚生法の一部改正によりて	健康・厚生法の一部改正によりて	健康・厚生法の一部改正によりて	健康・厚生法の一部改正によりて

(参考)

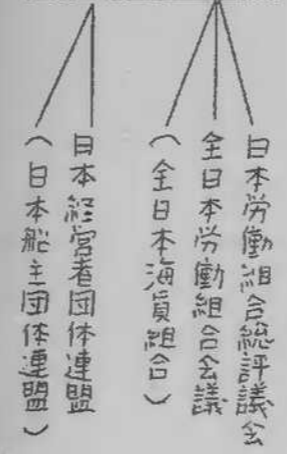
保険局においては、

- 一、所管の各保険事業の運営に關する事項で、企画、立法又は実施の大概に關するものについては、社会保険審議会及び社会保険制度審議会に認同し、
- 二、保険医の指定、取消、指導監督及び診療報酬額等に關する事項については、社会保険医協議会に認同し、

しなればならないが、これに伴う対外折衝関係は、次のとおりである。

(社会保険審議会)

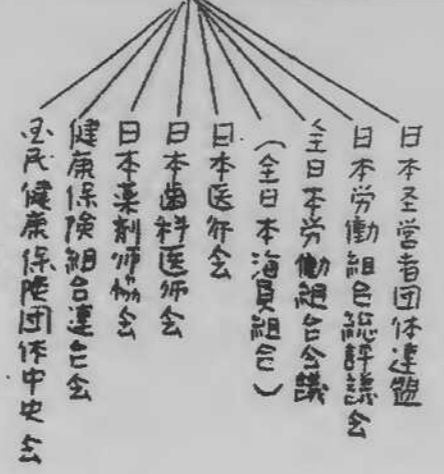
被保険者代表	卒業主、船舶所有者代表
--------	-------------



公益代表

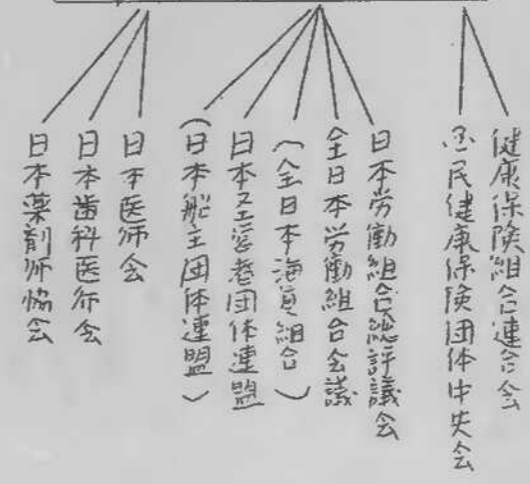
(社会保険制度審議会)

国会議員	関係各庁官吏	学識経験者	従業者	被備者	医師	歯科医師	薬剤師等
------	--------	-------	-----	-----	----	------	------



(社会保険医療協議会)

被保険者	事業主	船舶所有者 代表	診療担当者 代表	公益代表
------	-----	-------------	-------------	------



沿革

終戦後わが国の衛生状態は極度に混乱し、伝染病の発生は極めて多く、特に結核、性病、寄生虫病等の蔓延も著しかったので、科学的根拠に基いた衛生行政の実施が緊要となつたので、伝染病の予防、治療その他に関し、厚生行政の直結する総合的医学研究を行う機関を設置する要望が熾烈となつた。因つて政府は、これに応え、昭和二十二年五月二十一日厚生大臣の指揮監督の下に、国立予防衛生研究所を設立した。次いで昭和二十三年八月三十一日広島及び長崎にそれぞれ支所を設立し、原子爆弾の影響に関する医学的調査研究を実施することになり現在に及んでいる。

更に昭和二十六年五月十六日わが国は、WHO（世界保健機関）に加盟し、伝染病、風土病その他の疾病の撲滅事業を奨励促進することになつたのであるが、国立予防衛生研究所は、WHOインフルエンザセンターとして昭和二十六年四月一日に、又WHO地域ポリオセンターとして昭和三十年九月十日にそれぞれ指定され、且つ世界人類の健康水準を達成せしめようとするWHO本来の目的を實現するわが国唯一の研究機関としてその責務を果すことになつた。

組織及び定員

イ 組織

厚生省組織規程（昭和二十四年一月二十五日省令才三八号）に基き厚生省の附属機関として、所長、副所長、庶務課の外に研究所、検定部、試験製造部及び支所として広島、長崎原子爆弾影響研究所とに区分されていたが、昭和二十七年十月一日厚生省令才四十一号、厚生省附属機関等組織規程の制定に伴い、同規程の才五郎でこの研究所は総務課及び左の十二部並びに附属図書館、支所とそれぞれ設けてその円滑な運営を期している。

細菌部

リツケチアウイルス部

第三十八条 栄養生理部においては、代謝及び栄養生理に関することをつかさどる。
(栄養化学部)

第三十九条 栄養化学部においては、栄養化学及び栄養病理に関することをつかさどる。

(食品化学部)

第四十条 食品化学部においては、食品分析、栄養化学その他食品化学に関することをつかさどる。

(応用食品部)

第四十一条 応用食品部においては、有用微生物の生態、病態及び応用並びに食品の加工、貯蔵その他の食品の応用に関することをつかさどる。

(栄養改善部)

第四十二条 栄養改善部においては、調理、栄養経路、厨師科等その他食生活の改善に関することをつかさどる。

内部組織
附屬工場に附する
衛生検査部
衛生統計部

第四十三条 調査統計部においては、栄養及び食生活の調査及び統計資料の作成並びに

栄養の指導及び相談に関することをつかさどる。

第五節 国五号防衛生研究所



(所長及び副所長)

機関

68

282

訂正

訂正理由	撮影ミスの為
訂正箇所	直前の / コマ取消
	/ コマ再撮影
訂正年月日	平成 19 年 9 月 26 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	塩崎 伸一郎 
受託責任者	重隆  神奈川県高尾市沼210番地 富士写真フイルム株式会社 代表取締役

裏面白紙

第三十八条 栄養生理部においては、代謝及び栄養生理に関することをつかさどる。

(栄養化学部)

第三十九条 栄養化学部においては、栄養化学及び栄養病理に関することをつかさどる。

(食品化学部)

第四十条 食品化学部においては、食品分析、栄養素化学その他食品化学に関することをつかさどる。

(応用食品部)

第四十一条 応用食品部においては、有用微生物の生態、病態及び応用並びに食品の加工、貯蔵その他の食品の応用に関することをつかさどる。

(栄養改善部)

第四十二条 栄養改善部においては、調理、栄養経路、厨師科学その他食生活の改善に

関する事項及び附属団場に関する事項をつかさどる。

第四十三条 調査統計部においては、栄養及び食生活の調査及び統計資料の作成並びに

栄養の指導及び相談に関する事項をつかさどる。

第五節 国立予防衛生研究所

(所長及び副所長)

持用

第四十四系 国立予防衛生研究所に、所長及び副所長一人を置く。

1 所長は、厚生大臣の指揮監督を受け、所務を掌理する。

2 副所長は、所長を助け、所長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所員)

第四十五系 国立予防衛生研究所に、所員を置く。

2 所員は、所長の指揮監督を受け、所務に参画する。

(内即組織)

第四十六系 国立予防衛生研究所に、総務課及び左の十二部並びに附属図書館を置く。

- 細菌部
- リッケチアウイルス部
- 血清部
- 結核部
- 一般検定部
- 旋生物質部
- 寄生虫部
- 衛生昆虫部
- 獣疫部
- 食品衛生部

二八

61

388

病理部
化学部

(総務課)

第四十七条 総務課においては、職員の人事、公印の管理、文書、会計、物品及び書籍に關することその他所の事務を他の主管に屬しないものをつかさどる。

(細菌部)

第四十八条 細菌部においては、細菌に起因する伝染病の病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究、細菌性ワフチンの検査、検定、試験的製造及びその検定に必要の標準品の製造、代用培養品の検定、培養材料の検査並びにマストワフチンの製造に關することをつかさどる。

(リツケチアウイルス部)

第四十九条 リツケチアウイルス部においては、リツケチチア及びウイルスに起因する伝染病の病原及び病因の検索並びに予防治療方法の研究並びにリツケチアウイルス及びワフチンの検査、検定、試験的製造及びその検定に必要の標準品の製造に關することをつかさどる。

(血清部)

第五十条 血清部においては、免疫血清、毒素及び抗毒素の研究、トキソイド及び抗毒素の検査、検定、試験的製造及び検定に必要の標準品の製造並びに蛇毒血清の製造に關することをつかさどる。

關することをつかさどる。
(結核部)

第五十一条 結核部においては、結核の予防治療方法の研究並びに結核の予防治療及び診断に必要な生物学的製剤の検査、検定、試験的製造及びその検定に必要の標準品の製造に關することをつかさどる。

(一般検定部)

第五十二条 一般検定部においては、血液製剤その他他の主管に屬しない生物学的製剤の検査、検定、試験的製造及びその検定に必要の標準品の製造、基準の定められてゐる生物学的製剤の製剤に關する安全試験、発熱性物質試験及び無菌試験並びにこれらに關する研究に關することをつかさどる。

(抗生物質部)

第五十三条 抗生物質部においては、抗生物質の研究並びに抗菌性物質製剤の検査、検定、試験的製造及びその検定に必要の標準品の製造に關することをつかさどる。

(寄生虫部)

第五十四条 寄生虫部においては、寄生虫及び原虫に起因する疾病病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに駆虫剤の検査及び試験的製造に關することをつかさどる。

(衛生昆虫部)

第五十五条 衛生昆虫部においては、衛生昆虫その他衛生動物に關する研究並びに殺虫

42

副及び検査官の検査に関することをつかさどる。

(獣医師)

第五十六条 獣医師下においては、人に関係ある獣疫の研究並びに医学用実験動物の飼育及び健康管理に関することをつかさどる。

(食品衛生師)

第五十七条 食品衛生師においては、食品衛生に関する細菌学的及び生物学的試験検査及び研究に関することをつかさどる。

(病理師)

第五十八条 病理師においては、伝染病その他特定の疾病に関する病理学的及び病理組織的研究並びに生物学的製剤等に関する病理学的検査に関することをつかさどる。

(化学師)

第五十九条 化学師においては、伝染病その他特定の疾病に関する生物化学的研究及び基準の定められている生物学的製剤に関する化学試験に関することをつかさどる。

(附属図書館)

第六十条 附属図書館においては、圖書のしるし集、保管及び閲覧並びに業績交換等に関することをつかさどる。

(支所)

第六十一条 国立予防衛生研究所に、支所を置き、その名称及び位置は、左の通りとする。

名	林	位	置
広島原子爆弾影響研究所	長崎県広島市比治山		
長崎原子爆弾影響研究所	長崎県長崎市樺馬町		

(支所の事務)

第六十二条 国立予防衛生研究所支所においては、原子爆弾の影響に関する医学的調査研究に関することをつかさどる。

第五節 検査官

(所長)

第六十三条 検査所に、所長を置く。

2 所長は、厚生大臣の指揮監督を受け、所務を掌理する。

(名称及び位置)

第六十四条 検査所の名称及び位置は、別表第一の通りとする。

63

(内部組織)

第六十五条 検査所に左の三課を置く。

庶務課

検査課

衛生課

(庶務課)

第六十六条 庶務課においては、職員の人事、公印の管理、文書、会計、物産、娯楽、
統計及び連絡に関すること並びに停留、監視、停泊、離陸禁止及びその解除に関する
ことその他所の事務その他の主管に属し得るものをつかさどる。

(検査課)

第六十七条 検査課においては、検診、検査、予防接種、入院及び治療に関することをつかさどる。

三、

標準品 の製造等

標準品とは、生物学的製剤又は抗毒性物質及びその製剤の検査及び
検定に必要なるものであつて、これ等の物質製剤の価値、單位を測る
ために用いる日本に下ける原器（スタンダード）をいふ。

一例を挙げれば、常用標準ジフテリア抗毒素、全ジフテリアトキソイ
ド、全破傷風トキソイド、全破傷風抗毒素等は、国際的な原器（粉
末）のデンマーク國のコペンハーゲンにある国立血清研究所に保管さ
れてある。これはWHOの定規によるものである。

血清研究所
研究に用いては、少くとも一年一回右研究所の原器から合共（液状にした
もの）を受け、これに等しい値を有する日本の原器を規定している
ものである。

64

ニ水^の即ち所謂標準品である。これらの標準品は乾燥して粉末で
保存（カ価を維持するため）しておくが外部へ合よするが使用する
際^に液体として用いている。液体にする^と三^分月^間しか有効でないので
期間が過ぎると廢棄する。尚^粉末^については常^にそのカ価を維
持しておく必要があるため常^にそのカ価を測定している。

昭和29年度標準品製造数量(実績)及予算額

昭和29年度標準品製造数量(実績)及予算額

製 造 品 目	昭和29年度製造数量		昭和29年度予算額	備 考
	実績	予算		
標準品			125,036	
細菌濁疫計	30組		439	
百日咳ワクチン	500cc		11,166	
胎毒用ワクチン(解熱液)	500cc		21,870	
ジフテリヤ抗毒素	15g		6,869	
破傷風抗毒素	15g		7,421	
血液型判定用血清	100cc		1,048	
ガスエソク抗毒素	10g		5,887	0
ジフテリヤトキソト	200cc		15,170	0
破傷風トキソト	1,000cc		4,107	0
70単位破傷風抗毒素	1,000cc		1,958	0
50単位破傷風抗毒素	1,000cc		3,158	0
100単位破傷風抗毒素	30cc		977	6,518
100単位破傷風抗毒素	30cc		11,081	7,387
百日咳標準比濁度	100組		4,944	0
標準品	100本		24,731	24,731
ストレプトマイシン	100本		6,210	3,105
ジヒドロステロイド	200本		29,942	29,942
加3m7E20-1N	40本		18,160	4,540
日本標準ワクチン	500cc		29,460	0
その他製造薬品				2,190,964
合 計				2,316,000

厚生省設置法第19條第1項第3号の規定に基づき、
82.74%、標準品以外の製薬。

裏面白紙

1. 植物試験場の沿革の概要

国立衛生試験場の沿革は、明治7年3月文部省所管にて設けられた東京司業場にて、明治8年7月文部省から内務省に移管され、明治20年5月衛生試験所官制が公布され東京衛生試験所に改称された（内務省検閲部2部）。大正3年第一次欧州大戦当時、輸入に絶たれた薬品を生産し、同年10月臨時農林部が設けられた。製薬界を指導し、大正11年4月農林省に移管された。大正11年4月農林省が農林省に改称された。同年10月臨時農林省が農林省に改称された。昭和24年4月大坂分室が新設され、西日本に属する医薬品を試験、検査も含め、昭和26年5月厚生省設置に伴い、国立衛生試験所に改称された。昭和27年10月厚生省が内務省から移管された。昭和28年10月厚生省が内務省から移管された。

厚生省

昭和24年4月大坂分室が新設され、西日本に属する医薬品を試験、検査も含め、昭和26年5月厚生省設置に伴い、国立衛生試験所に改称された。昭和27年10月厚生省が内務省から移管された。昭和28年10月厚生省が内務省から移管された。

昭和23年4月伊豆川試験場、昭和29年11月種子島試験場が新設された。昭和29年7月札幌試験場、昭和30年11月仙台試験場、昭和31年11月札幌試験場、昭和32年11月仙台試験場、昭和33年11月札幌試験場、昭和34年11月仙台試験場、昭和35年11月札幌試験場、昭和36年11月仙台試験場、昭和37年11月札幌試験場、昭和38年11月仙台試験場、昭和39年11月札幌試験場、昭和40年11月仙台試験場、昭和41年11月札幌試験場、昭和42年11月仙台試験場、昭和43年11月札幌試験場、昭和44年11月仙台試験場、昭和45年11月札幌試験場、昭和46年11月仙台試験場、昭和47年11月札幌試験場、昭和48年11月仙台試験場、昭和49年11月札幌試験場、昭和50年11月仙台試験場、昭和51年11月札幌試験場、昭和52年11月仙台試験場、昭和53年11月札幌試験場、昭和54年11月仙台試験場、昭和55年11月札幌試験場、昭和56年11月仙台試験場、昭和57年11月札幌試験場、昭和58年11月仙台試験場、昭和59年11月札幌試験場、昭和60年11月仙台試験場、昭和61年11月札幌試験場、昭和62年11月仙台試験場、昭和63年11月札幌試験場、昭和64年11月仙台試験場、昭和65年11月札幌試験場、昭和66年11月仙台試験場、昭和67年11月札幌試験場、昭和68年11月仙台試験場、昭和69年11月札幌試験場、昭和70年11月仙台試験場、昭和71年11月札幌試験場、昭和72年11月仙台試験場、昭和73年11月札幌試験場、昭和74年11月仙台試験場、昭和75年11月札幌試験場、昭和76年11月仙台試験場、昭和77年11月札幌試験場、昭和78年11月仙台試験場、昭和79年11月札幌試験場、昭和80年11月仙台試験場、昭和81年11月札幌試験場、昭和82年11月仙台試験場、昭和83年11月札幌試験場、昭和84年11月仙台試験場、昭和85年11月札幌試験場、昭和86年11月仙台試験場、昭和87年11月札幌試験場、昭和88年11月仙台試験場、昭和89年11月札幌試験場、昭和90年11月仙台試験場、昭和91年11月札幌試験場、昭和92年11月仙台試験場、昭和93年11月札幌試験場、昭和94年11月仙台試験場、昭和95年11月札幌試験場、昭和96年11月仙台試験場、昭和97年11月札幌試験場、昭和98年11月仙台試験場、昭和99年11月札幌試験場、昭和100年11月仙台試験場。

植物園及び大坂分室の沿革

内務省 衛生試験所
第十節 国立衛生試験所

(所長)

第八十九条

国立衛生試験所に、所長を置く。

2. 所長は、厚生大臣の指揮を受け、所務を掌理する。

(内部組織)

第九十条

国立衛生試験所に、総務課及び次の十部並に薬用植物園を置く。

公定薬品部

公定書外医薬品部

特殊薬品部

生薬部

薬品部

環境衛生化学部

食品部

ビタミン化学部

衛生細菌部

薬理部

(総務課)

第九十一条 総務課においては、職員の入替、公印の管掌、文書、会計、物品、管轄及び圖書に関することその他所掌事務を他の主管に属しないものをつかさどる。

(公定書医藥品部)
第九十二条 公定書医藥品部においては、公定書に改められている医藥品(生物學的製劑及び抗菌性物質を除く。次条、第九十四条の七及び第九十四条の八において以下同じ。)の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(公定書外医藥品部)
第九十三条 公定書外医藥品部においては、公定書に改められていない医藥品、毒物及び劇物の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(特殊薬品部)
第九十四条 特殊薬品部においては、ホルモン、麻薬、大麻、覚せい剤、あへん及びけしぐらゝの試験、検査、試験的製造並びにこれらの検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(生薬部)
第九十四条之二 生薬部においては、生薬及び生薬製劑の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(薬品部)
第九十四条之三 薬品部においては、用剤及衛生材料の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(環境衛生化学部)
第九十四条之四 環境衛生化学部においては、空気、水、温泉等に關する試験及び検査並びに化粧品、試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(食品部)
第九十四条之五 食品部においては、食品添加物、器具、容器包装等及びこれらに附随又は混入している異物並びに食中毒検体の試験及び検査(栄養生理的試験及び検査を除く。次条において同じ。)並びに添加物の試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(ビタミン化学部)
第九十四条之六 ビタミン化学部においては、ビタミン類の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に關することをつかさどる。

(衛生細菌部)
第九十四条之七 衛生細菌部においては、医薬品、用具、化粧品、食品、添加物、器具、容器包装等及び空気、水、温泉等に關する衛生細菌學的試験及び検査並びにこれらに

68

必要な研究に関することをつかさどる。

(茶理部)

第九十四条の八 茶理部においては、医薬品、用具、化粧品、毒物、劇薬、食品、茶葉物、器具、容器包装等に関する茶理的試験及び検査並びにこれらに必要なる研究に關することをつかさどる。

(茶用植物園)

第九十五条 茶用植物園においては、茶用植物の栽培及び品種の改良並びに種苗の育成及び配布に關することをつかさどる。

(支所)

第九十六条 国立衛生試験所に、支所を置く。
支所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	林	位	置
国立衛生試験所	大阪支所	大阪府大阪市東区	法円坂町

第十一節 国立光明寮

(名称及び位置)

第九十七条 国立光明寮の名称及び位置は、左の通りとする。

名	林	位	置
国立東京光明寮	東京支所	東京都杉並区	馬橋

現在製造している標準品の種類及び年内製造量

品目	単	位	昭和29年度	昭和30年度 (204-221)
インシュリン	箱	(20mg入り/缶)	?	45
肝油	箱	(1g(400単位)入り/缶)	108	122
ビタミン	箱	(1g入り/缶)	0	71
ビタミンB ₁ 液	箱	2cc(1mg)入り/缶	250	250
・ B ₂	箱	200mg入り/缶	100	100
・ C	箱	1g入り/缶	59	60
腺下垂症	箱	10mg入り/缶	10	72
安息香酸エストラジオール	箱	20mg入り/缶	50	0
エストラジオール	箱	20mg入り/缶	55	0
フェイナルナルベキロール	箱	20mg入り/缶	50	0
チキチキニコルチアコチアコチア	箱	10mg入り/缶	50	0
チキチキニコルチアコチア	箱	10mg入り/缶	50	0
チキチキニコルチアコチア	箱	10mg入り/缶	50	0
チキチキニコルチアコチア	箱	10mg入り/缶	50	0
チキチキニコルチアコチア	箱	10mg入り/缶	50	0
チキチキニコルチアコチア	箱	10mg入り/缶	50	0

es

標準品とは、化学的、物理学的又は生物学的な方法による薬品を検定すること、検査の正確性を高めることを期するための比較に用いる標準品をいう。

